雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会」(以下「協議会」)とする。 なお、本協議会は水防法(昭和24年法律第193号・平成29年改正)第15条の9に基 づく大規模氾濫減災協議会及び同法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災 対策協議会とする。

(目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨等、近年の雨の局地化・集中化・激甚化を 踏まえ、雄物川圏域における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接 する自治体や秋田県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を 一体的かつ、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系雄物川流域と二級水系馬場目川流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(作業部会の構成)

第5条 協議会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調 整等を行うことを目的とする。
- 3 作業部会は、別表 2 に所属する者をもって構成する。なお、雄物川水系、馬場目川水系の 個別課題検討のため、別表3、別表4に所属する者をもって開催することができる。
- 4 作業部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第3項によるもののほか、作業部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2 に所属する者以外の者(学識経験者等)の参加を作業部会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

- 2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の「取組方針」の作成
- 3. 地域の「取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- 4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

- 第7条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開と することができる。
 - 2 作業部会は原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

- 第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
 - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 協議会及び作業部会の事務局は、湯沢河川国道事務所 流域治水課及び秋田県 建設部 河川砂防課が共同で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項 については協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年 5月31日から施行する。

平成28年 8月 9日改定

平成30年 1月19日改定

平成30年 7月 3日改定

平成31年 4月22日改定

令和 2年 2月 7日改定

令和 2年 7月20日改定

令和 3年 3月16日改定

令和 3年 8月26日改定

令和 4年 3月28日改定

令和 6年 2月19日改定

別表 1

雄物川圏域大規模氾濫時の減災対策協議会 協議会委員

秋田市長		
横手市長		
男鹿市長		
湯沢市長		
潟上市長		
大仙市長		
仙北市長		
三種町長		
五城目町長		
八郎潟町長		
井川町長		
大潟村長		
美郷町長		
羽後町長		
東成瀬村長		
農林水産省	東北農政局	西奥羽土地改良調査管理事務所長
国土交通省	東北運輸局	鉄道部長
気象庁	秋田地方気象台長	
東日本旅客鉄道株式会社	秋田支社長	
東北電力株式会社	秋田発電技術センター所長	
秋田県	松田県 総務部 危機管理監	
	農林水産部長	
	建設部長	
国土交通省	東北地方整備局	秋田河川国道事務所長
		湯沢河川国道事務所長
		成瀨ダム工事事務所長
		玉川ダム管理所長
-		

別表 2

雄物川圏域大規模氾濫時の減災対策協議会 作業部会

秋田市	総務部 防災安全	対策課	
横手市	総務企画部 危機	総務企画部 危機対策課	
男鹿市	総務企画部 危機管理課		
湯沢市	総務部 総務課 総合防災室		
潟上市	総務部 総務課		
大仙市	総務部 総合防災課		
仙北市	総務部 総合防災課		
三種町	町民生活課		
五城目町	住民生活課		
八郎潟町	住民生活課		
井川町	町民課	町民課	
大潟村	住民生活課	住民生活課	
美郷町	住民生活課		
羽後町	町民生活課		
東成瀬村	総務課		
農林水産省	東北農政局	西奥羽土地改良調査管理事務所 企画課	
国土交通省	東北運輸局	鉄道部	
気象庁	秋田地方気象台		
東日本旅客鉄道株式会社	秋田支社 総務部 安全企画室		
東北電力株式会社	秋田発電技術センター 土木課		
秋田県	総務部 総合防災課		
	農林水産部 農地整備課		
	建設部 下水道マネジメント推進課		
	建設部 河川砂防課		
	山本地域振興局	総務企画部 地域企画課	
		農林部 農地整備課	
		建設部 保全・環境課	
	秋田地域振興局	総務企画部 地域企画課	
		農林部 農地整備課	
		建設部 保全・環境課	
	仙北地域振興局	総務企画部 地域企画課	
		農林部 農地整備課	
		建設部 保全・環境課	
		建設部 保全・塚境課	

	平鹿地域振興局	総務企画部 地域企画課
		農林部 農地整備課
		建設部 保全・環境課
	雄勝地域振興局	総務企画部 地域企画課
		農林部 農地整備課
		建設部 保全・環境課
国土交通省	東北地方整備局	秋田河川国道事務所 流域治水課
		湯沢河川国道事務所 流域治水課
		成瀨ダム工事事務所 調査設計課
		玉川ダム管理所 管理係

別表 3 雄物川圏域大規模氾濫時の減災対策協議会 作業部会(雄物川水系)

	1	
秋田市	総務部 防災安全	対策課
横手市	総務企画部 危機対策課	
湯沢市	総務部 総務課 ※	総合防災室
大仙市	総務部 総合防災	課
仙北市	総務部 総合防災	課
美郷町	住民生活課	
羽後町	町民生活課	
東成瀬村	総務課	
農林水産省	東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 企画課	
国土交通省	東北運輸局 鉄道	部
気象庁	秋田地方気象台	
東日本旅客鉄道株式会社	秋田支社 総務部 安全企画室	
東北電力株式会社	秋田発電技術セン	ター 土木課
秋田県	総務部 総合防災課	
	農林水産部 農地整備課	
	建設部 下水道マネジメント推進課	
	建設部 河川砂防課	
	秋田地域振興局	総務企画部 地域企画課
		農林部 農地整備課
		建設部 保全・環境課
	仙北地域振興局	総務企画部 地域企画課
		農林部 農地整備課
		建設部 保全・環境課
	平鹿地域振興局	総務企画部 地域企画課
		農林部 農地整備課
		建設部 保全・環境課
	雄勝地域振興局	総務企画部 地域企画課
		農林部 農地整備課
		建設部 保全・環境課
国土交通省	東北地方整備局	秋田河川国道事務所 流域治水課
		湯沢河川国道事務所 流域治水課
		成瀬ダム工事事務所 調査設計課
		玉川ダム管理所 管理係

別表 4 雄物川圏域大規模氾濫時の減災対策協議会 作業部会(馬場目川水系)

秋田市	総務部 防災安全対策課	
男鹿市	総務企画部 危機管理課	
潟上市	総務部 総務課	
三種町	町民生活課	
五城目町	住民生活課	
八郎潟町	住民生活課	
井川町	町民課	
大潟村	住民生活課	
気象庁	秋田地方気象台	
秋田県	総務部 総合防災課	
	農林水産部 農地整備課	
	建設部 下水道マネジメント推進課	
	建設部 河川砂防課	
	山本地域振興局	総務企画部 地域企画課
		農林部 農地整備課
		建設部 保全・環境課
	秋田地域振興局	総務企画部 地域企画課
		農林部 農地整備課
		建設部 保全・環境課